

令和4年度第1回江別市廃棄物減量等推進審議会議事録

日 時	令和4年5月13日（金）14時00分～15:00
場 所	江別市民会館 2階 会議室21号
出席委員	浅川会長、石田委員、大西委員、北川委員、立田委員、 千葉委員、西谷委員、林倉委員、星委員、道場委員、和田委員（11名）
欠席委員	落合副会長、押谷委員
事務局	金子生活環境部長、田中環境室長、 鈴木廃棄物対策課長、岡山施設管理課長、中村廃棄物対策課主幹（計画推進担当）、 松崎施設管理課主幹（設備担当）、 西川施設係長、坂本庶務係長、渡邊指導係長、佐々木減量推進係長、 越野庶務係主事、寺井減量推進係主事（12名）
傍聴者	2名
会議次第	1. 開会 2. 議 事（議題） （1）報告事項 ・江別市食品ロス削減推進計画の策定について ・環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業の延長について ・一般廃棄物最終処分場基本構想の策定について （2）その他 3. 閉会
配布資料	・次第 ・資料1 江別市食品ロス削減推進計画の策定について ・資料1の別紙として 江別市食品ロス削減推進計画骨子案 ・資料2 環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業の延長について ・資料3 一般廃棄物最終処分場基本構想の策定について ・資料3の別紙として次期最終処分場計画図

▼会議内容

【開会】

○鈴木廃棄物対策課長

定刻となりましたので、令和4年度 第1回江別市廃棄物減量等推進審議会を開会させていただきます。

皆さん、本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

司会進行を担当いたします廃棄物対策課長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願い致します。はじめに、本年度の人事異動に伴う職員についてご紹介いたします。施設管理課長の岡山、廃棄物対策課庶務係長の坂本です。

次に、事前に郵送しました資料について確認させていただきます。

本日の資料といたしましては、次第、資料1 江別市食品ロス削減推進計画の策定について、資料1の別紙として 江別市食品ロス削減推進計画骨子案、資料2 環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業の延長について、資料3 一般廃棄物最終処分場基本構想の策定について、資料3の別紙として次期最終処分場計画図 となっております。

お手元がない方はいませんか。

それでは、これより会議を進めさせていただきます。

はじめに、本審議会は、江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則第4条の規定により、過半数の委員の出席をもって成立することとされており、本日は、定数13名のうち11名の出席があり、本審議会は成立していることをご報告させていただきます。

次に、議事に入る前に、廃棄物減量等推進審議会の公開につきましてご説明いたします。市では、江別市情報公開条例第20条の規定により、市民の市政への参画を促進するとともに、公正で透明な市政を推進するために、審議会等は支障のない限り公開を原則としており、この審議会でも傍聴者を認めております。また、会議の議事概要として、発言内容を発言者の氏名とともに市のホームページ等で公開いたしますので、ご了承いただきたいと思います。本日は、2人の傍聴希望者がおりますが、委員の皆様、入室いただいてよろしいでしょうか。（傍聴者入室）

○鈴木廃棄物対策課長

それでは、議事に入りたいと思います。

はじめに、浅川会長よりご挨拶いただき、以降の進行をお願いいたします。

○浅川会長

それでは、以降の議事について、議長を務めさせていただきます。

本日の議題は、報告事項として、江別市食品ロス削減推進計画の策定について、環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業の延長について  
一般廃棄物最終処分場基本構想の策定について の3つです。

初めに、江別市食品ロス削減推進計画の策定について事務局から説明をお願いします。

○中村主幹

私から江別市食品ロス削減推進計画の策定についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。

はじめに1の策定の趣旨であります、「持続可能な開発目標(SDGs)」のターゲットの1つとして、2030年までに世界全体の1人当たりの食料廃棄を半減させることが盛り込まれています。

一方、国では、第4次循環型社会形成推進基本計画において、食品ロスを2030年度までに2000年度比で半減するとの目標を定め、食品ロスの削減を総合的に推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」を令和元年(2019年)5月に制定し、北海道においても、令和3年(2021年)3月に北海道食品ロス削減推進計画を策定したところであります。

食品ロスの削減は、令和3年3月に策定した江別市一般廃棄物処理基本計画の目標の達成ほか、廃棄された食品の運搬・焼却に伴う二酸化炭素の削減にも繋がり、ゼロカーボン社会

の実現へ貢献するものであり、令和4年度中に「江別市食品ロス削減推進計画」を策定するものであります。

次に2の計画骨子についてであります。別紙の骨子案をご覧ください。

1に策定趣旨、2に計画体系図となっており、本計画は、北海道食品ロス削減推進計画のもと、江別市一般廃棄物処理基本計画のほか、江別市食育推進計画との整合を図るものです。

次に3の計画の概要案についてであります。計画期間を令和5年度から令和12年度の8年間とし、基本理念のもと、基本方針を3つ掲げ、目標値は、SDGsや国と同じく、食品ロス削減量を令和元年度から半減させたいと考えております。

資料1にお戻りください。

次に3の今後の策定スケジュール案についてであります。次回の審議会において、計画の素案を提示するとともに、都度、市議会所管委員会に報告を行い、12月頃にパブリックコメントを実施、3月までに策定したいと考えております。

最後に4に令和3年12月末時点の他の自治体の策定状況を記載しております。

説明は以上であります。

○浅川会長

今、事務局から骨子案の説明がありました。策定趣旨、体系図、骨子案、策定スケジュール毎にご意見、ご質問等がありましたら、伺います。

策定趣旨としては、上位の国や北海道の計画に基づいて策定していくとのことですが、趣旨に関して何かご意見等はありませんか。

また、2の計画骨子では関係する計画等が示され、また、計画方針として3方針が示されていますが、本日は大まかな骨子を検討することになりますが、ご意見等はありませんか。

○星委員

今、説明がありました。骨子だけということなので、もっと分かりやすい具体的な内容など、食育にも関連しますが、食べ残しをどうするのかとか、そのようなことはこれからと申すことでよろしいですか。

○浅川会長

そうですが、今後の計画に課題や項目として挙げて欲しいものがありましたら、伺います。

○星委員

分かりました。自身のことですが、食べられない量は買わないように努力はしていますが、稀に食材を腐らせた時は、「自然に帰そうコンポスト」のようなキャッチフレーズを市民に発信し、ゼロカーボンにも関係あるのですが、生ごみをできるだけ燃やさないで、肥料などに再利用することなども、食品ロスの中に入るのか分からないですが、盛り込んで

も良いのではないかと思います。

○浅川会長

家庭での食品ロスの削減のために啓発に向けた分かりやすいキャッチフレーズなどを検討して頂けたらと言うことですね。

○西谷委員

食べられない時とか、使わないものを、ほかの人に渡す方法、例えば社会福祉協議会を通して、生活に困られている方に渡すとか、消費者生活センターでも行っている話も聞いていますが、そのようなことが一般に知られていないので、そういったことが広がるような方法を取って貰えたら良いと思います。

○浅川会長

フードバンクの様な形で期限が切れる前の食品を渡す取り組みについての情報の共有場所を設定してみてもどうかとの内容ですね。

○星委員

西谷委員の話に関連しますが、子ども食堂とか地域食堂を江別市役所で行っているのか存じないですが、大学生がお手伝いして行っていますが、実際に市の方で関わっているのか、もし関わっていないのであれば、何か関われる方法があるのではないかと思います。

○中村主幹

今後、素案をご提示する予定ですが、どのような形で素案の中に子ども食堂とかフードバンク、フードドライブの取り組みを盛り込ませていけるか検討させていただきますが、実際にこれらの取り組みに携わる部署は多岐に渡り、例えば農業振興課などと連携を図りながら検討しなければならないと思います。

既に星委員のご意見のように子ども食堂を北翔大学と札幌学院大学で行われているほか、昨年からは江別消費者協会でもフードドライブ、会員が持ち寄った食品を、福祉団体を通して渡していることも行っていますので、このような取り組みを計画の中にどのように記載できるか検討させてください。

○北川委員

今の子ども食堂の話が出ましたので関連して、江別市から私ども商工会議所に依頼がありまして、共同で市内の子ども食堂を支援してくれないかとの話で、12月に支援したことがあります。同意を12カ所もらいまして支援したことがあり、実際にコロナ禍になりまして、今年も支援の調整をしたのですが、実際に動いてもらったのが3カ所でした。

どこも中々動けないのですが、何とかやっている所も食材とか費用の問題で、色々な団体から支援をもらっている様なのですが、細々とやっているのですが、以前の最盛期の12団体のようには行っていませんが、支援の必要性は考えている状況です。

○浅川会長

今、コロナ禍での現状の情報を提供して頂きました。

他に無ければ、骨子案については終わりました、次に進めます。

次に環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業の延長について説明をお願いします。

○岡山課長

私から、環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業の延長についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。

まず1の、経過ではありますが、委託条項に基づき、委託事業終了の3年前となる平成31年4月より、現事業者である㈱エコクリーン江別と、事業延長に係る条件や委託料などについて、協議を開始しました。

次に、令和2年3月19日付けで事業延長についての基本協定を締結し、その後も協定で定めたスケジュールに基づき、条件や委託料などについて協議を実施してまいりました。

次に、昨年7月には当審議会、8月には生活福祉常任委員会におきまして委託料についての、それまでの協議状況をご報告したところであります。

その後ではありますが、昨年の秋以降、物価上昇が顕著となってきたことから、15年間における物価変動リスクを減らす目的で、令和3年10月より、物価上昇に応じた委託料の改定基準を策定いたしました。

次に2の「物価変動に応じた委託料改定に関する基準策定について」ではありますが、訂正がございます。

(1)の基準策定の理由の二つ目の丸印の文頭に「現行契約」と記載されておりますが、昨年度までの契約と訂正をお願いいたします。

あらためまして、(1)の基準策定の理由ではありますが、昨年の秋以降、燃料代などの物価上昇が著しく、委託事業者の負担が増してきております。

昨年度までの契約にも物価変動に基づく委託料の改定条項がございましたが、明確な基準がないものでした。事業者が委託期間における事業の実施継続を担保するためには、著しい物価変動のリスクを回避する必要があります。

また、全国的にも大多数が具体的な指標や基準を設けていることから、第2期目となる延長契約では、委託料改定を円滑にする具体的な指標や基準が必要と考えたものです。

次のページをご覧ください。

(2) の、委託料改定の条件であります。①改定の対象は、燃料、電気・水道・ガス、薬剤、その他消耗材であります。

次に②の判断指標についてであります。燃料、薬剤、消耗材につきましては、日銀調査統計局が公表する国内企業物価指数とし、電気・水道・ガスにつきましては、各供給事業者などとの需給契約額とするものです。

次に③の見直しの間隔は5年毎に見直しを行うものであります。

次に④の判断基準であります。直近5年間の企業物価指数の変動率が、事業者が提案する年1.1%の物価上昇率を含んだ提案価格から更に1.5%以上の増減があった場合に翌年度以降の契約額の改定を行うものであります。

次に3の、契約の締結について、であります。令和4年3月25日、見積もり合わせの上、株式会社エコクリーン江別と、延長契約を締結いたしました。

委託期間は令和4年4月1日から令和19年3月31日までの15年間あります。

固定費が15年間総額で、税込173億9千6百50万円で、変動費単価は、ごみ1tあたり税別3,047円あります。

ここで、固定費と変動費についてであります。固定費とは委託期間中の人件費や、定期整備などの運転費用などであり、変動費は、ごみ処理量によって変動が生じる薬品などの費用でございます。

今後におきましても、市のモニタリングを適正に行い、受託者と連携をとり、安定した施設の運営に努めてまいります。

私からは、以上であります。

#### ○浅川会長

このところ物価上昇がありますが、この契約は長期の中でのリスクに応じた明確な契約変更の基準を設けておくことで、事業者の負担を軽減し、持続的な事業運営していくことについての報告でした。

このことについてご意見を伺いたいのですが。

#### ○林倉委員

事業運営の当事者なのですが、先に14年6カ月間の契約でしたが、明確な改定基準が無かったのですが、私も当初からエコクリーン江別という会社に少し携わっていたので、当時は原油価格が三十何ドルとか四十何ドルを目安に契約をし、それが契約して1年ぐらいした時に百ドルを超えるようなことがありまして、これが長く続いたら経営が成り立たなくなるというようなかなり厳しい状況に追い込まれていました。

その後、ある程度落ち着いて何とか14年6カ月間、当初の見込みの中で納まったので、結果は良かったのですが、その時の経験から物価上昇は非常に怖いものだと言うこともあって、今回、江別市との契約の中で、リスクは一民間企業で負えるものではないこともあって、

改定基準を取り入れて頂いたと考えています。

もちろん値上がりするだけでなく、値下がりすることもありますので、双方にとって平等な契約だと思います。

○浅川会長

他に意見等ありませんか、特に無ければ、骨子案については終わりました、次に進めます。次に一般廃棄物最終処分場基本構想の策定について説明をお願いします。

○岡山課長

私から、「一般廃棄物最終処分場基本構想の概要」についてご説明いたします。

お手元の資料3をご覧ください。

まず、1の目的であります。現在使用しております一般廃棄物最終処分場は、資料に4月と記載しておりますが正しくは6月でございます。訂正をお願いいたします。

平成16年6月に埋立を開始しており、令和10年度中に計画埋立量に達する見込みであります。

その後の埋立処分を継続していくには、次期一般廃棄物最終処分場の計画的な整備が必要となりますことから、基本構想をとりまとめたところです。

次に、2概要の(1)「埋立容量の想定」であります。国の循環型社会形成推進交付金を活用するため、埋立容量は交付条件に基づき15年分と設定し、将来の埋立ごみ量を想定して算出し、埋立面積 約21,600平方メートル、埋立容量 約69,000立方メートル、埋立年数を令和10年度から令和24年度の15年間としたものであります。

次に(2)の「建設地の設定」であります。資料別紙をご覧ください。

現在、使用しております最終処分場の北西側に隣接する土地は、現最終処分場造成時の残土を堆積した土地であり、昨年の地質調査により、既存地盤の圧密が進んでいることが判明しましたことから、当該敷地を次期造成地に選定いたしました。

次にお手数ですが、資料3へお戻り願います。

(3)の「施設概要」でございます。最終処分場は、廃棄物を焼却や破碎などの中間処理を行ったあとのもの、または、直接埋立処分する施設で、浸出水の周辺への影響を防ぐため埋立地の内部は、

2重の遮水シートを採用いたします。

雨水等により廃棄物と接触して発生した浸出水は、浸出水処理施設で処理し、河川へ放流いたします。

また、大雨時に一時的に浸出水を貯める浸出水調整(ちょうせい)池(ち)を設け、周辺に影響がないようにいたします。

次期最終処分場で整備する設備は、下に記載された設備になります。

これは、現最終処分場で設置されている設備と同様のものです。

次のページをご覧ください。

次に、3の「概算工事費」でございますが、埋立地造成工事に、16億4千百万円、浸出水処理施設建設工事に、10億4千万円、設計他関連委託費に、1億3千4百万円で、合計で28億1千5百万円となっております。

最後に、4の「今後のスケジュール」でございますが、令和5年度に基本設計。令和6年度に実施設計、令和7年度にプレロード工事、プレロード工事とは軟弱地盤対策で、次年度以降の施工に先立ち、該当する場所に盛土などによって地盤に圧力をかけて地盤沈下を事前に促進させ、地盤の強度増加を図る工事です。

令和8年度、9年度に最終処分場工事を行い、令和10年度から埋立を開始する予定であります。

今後におきましても、事業の進捗に合わせて適時ご報告して参ります。

私からは以上であります。

○浅川会長

現行処分場が計画量に達するので、新たな処分場を造る準備、令和5年度には基本設計をするので、今年度はその準備をする報告でした。

このことについてご意見やご質問等とはありませんか。

特に、例年は当審議会でごみ処理施設の見学を行っているのですが、昨年はコロナ禍により機会がなかったので、ごみ処理全体の流れも含めてお聞きになりたいことでも構いません。

○西谷委員

今の処分場が一杯になるので、次の処分場を造る話をされていると思うのですが、今の所が一杯になった後は、その場所はどのように活用されるのでしょうか、そういう計画もあるのでしょうか。

○岡山課長

現処分場が一杯になった後は、土を被せ、今もそうですけれど、土中からメタンガスですとか、処分場に降った雨による水の処理ですとか、そういったものがこれから何年か続いて行くもので、放出ガスとか水処理を行う必要が無くなった段階で、次の利用方法を考える形になりますので、具体的に今何かに利用することは考えていませんので、これから検討することになると思います。

○西谷委員

今の所が江別市で初めて一杯になった処分場ではないと思いますので、その前の所は何年たってガスが放出されなくなって、どのように利用されているかお聞きしたいのですが。

○岡山課長

前の処分場は、今でもガスの放出や水処理を行っている状態で、自然発生するものですから、引き続きモニタリングを行っている状況です。

○浅川会長

前の処分場ですが、埋立が終わってからどれくらい経ちますか。

○松崎主幹

ひとつ前の処分場が平成16年に埋立終了し、もう一段古い処分場がありまして、それは昭和60年代に埋立が終わっています。それは未だにガスが出ており処理を続けています。

○浅川会長

長期に渡って管理、コントロールする必要があることが分かりました。

○石田委員

この地図を見ると取水調整の部分ですが、容量などは考えられて作られていると思うのですが、今、ゲリラ豪雨とか気候変動もありますので、どこまで考えられているかの説明もどこかに記載してあると良いと思います。

もう一点ですが、工事費ですが、見積もりや計算などされて出されているのか分からないので、もう少し説明をお願いします。

○浅川会長

水の安全性の管理とか、工事費の算定について、市民の疑念を払しょくできる説明をとのことだと思いますが、事務局から説明願います。

○岡山課長

調整池の容量ですが、過去の降水量のデータを基にしまして、敷地面積を考慮して計算して出しているものです。

工事費につきましては、今のところは概算で出しているもので、今後、基本設計、実施設計の中で具体的なものになってくるものと考えています。

○星委員

先ほどの水処理のお話を聞いてびっくりしたのですが、ごみを出してそれを埋めると何年、何十年も元の土地に戻らないと言うことを私たちが今ここで知ることが出来ましたが、一般の市民の方にも、何故ごみを減らさなくてはならないのかと言うと、埋立したところの後の処理に非常に時間がかかるし、お金もかかっていることを伝えると、一般の方が、具体的にごみを減らさなくてはいけないことが分かるのではないかと思います。

また、そんなに前の所がまだ使えないことを知ってびっくりしています。

○浅川会長

処分場のひっ迫と言いますか、埋立終了後も当面使えない期間が続くので、リデュースとか、ごみ削減の優先について、市民にご理解を頂く必要性があるとのこと指摘だと思います。

○松崎主幹

今の星委員のご意見に対し、少し補足的な説明をさせていただきます。

今、処分場に埋めているのは焼却施設の残渣、灰しか埋めていませんが、それ以前の処分場では生ごみも埋めているので、どうしても有機物があると、それが分解されてガスが出ますので、その関係で廃止の基準に足しません。これからの処分場はクリーンセンターで処理したのだけですので、ガスの発生とかは早めに収まると思います。

○浅川会長

これからの処分場は、焼却灰だけなので、過去の事例のように、長く管理する必要がないとの説明でした。

他にご意見が無ければ、次のその他について、事務局から何かありますか。

○鈴木課長

前回の審議会でプラスチック循環法の施行に伴うプラスチックごみの分別回収についてのご質問があったのですが、改めてご説明したいと思います。

新法ではプラスチックごみの排出抑制、回収、再資源化を推進するための基本方針を定めることとしており、その基本方針の中で、プラスチックの使用は徹底したリサイクルを実施し、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図ることで、プラスチックのライフサイクル全体を通じて資源循環を促進することが必要であるとしています。

新法ではプラスチックの処理に関する市町村の役割として、容器包装プラのみならず、製品プラも含めたプラスチック廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしています。

江別市では環境クリーンセンターの焼却炉の特性から、プラスチックごみは製品プラ、容器包装プラいずれも燃やせるごみとして回収し、他のごみと一緒に処理して熱回収するサーマルリサイクルを行っています。

新法において、製品プラと容器包装プラを一括回収できるようになりましたが、「努めなければならない」という努力義務となっており、また基本方針ではリサイクルを原則としつつも、それが難しい場合は熱回収によるエネルギー利用も可能としていることから、現在の江別市の処理方法は法に準じたものです。

CO2削減の観点から見た場合、クリーンセンターの焼却炉は構造上、プラスチックごみ

を燃料として利用しているため、燃やせるごみからプラスチックを取り除いた場合、ごみをカーボンに変質させるためのカロリーが不足することとなり、別に助燃材として灯油を投入する必要があります。

その一方で取り除いたプラごみがリサイクルされる過程でもCO<sub>2</sub>が発生するため、焼却する過程とリサイクルの過程の両方でCO<sub>2</sub>が発生することから、結果的にCO<sub>2</sub>の削減には寄与しづらいこととなります。

この点からも、クリーンセンターが稼働する期間、令和18年度までについては、現状のサーマルリサイクルにより熱回収する方法を継続しますが、プラスチックの資源循環を推進する必要性を踏まえ、次に導入される焼却炉の機種選定の議論の中で、市民の意見も伺いながら、プラスチックごみの分別や処理方法も含めて検討していきたいと考えています。

○浅川委員

江別市のサーマルリサイクルについてご説明がありましたが、関連してご質問等ありませんか。

○西谷委員

サーマルリサイクルと関連しているか分からないのですが、江別市ではペットボトルを資源物として回収していると思うのですが、かなりの量が回収されていると思いますが、年間どれくらいの量が回収されているのか、それがどのように活用されているのか、昔は海外に輸出されていると思うんですが、江別市ではどうされているのか、清掃事業概要に載っていると思いますが、教えてください。

○中村主幹

令和3年度のペットボトルは303トン、例年約300トン程度は集められています。

このペットボトルにつきましては、日本容器包装リサイクル協会に全量引渡しており、ペットボトルにつきましては、売却でします。

ピンは同じ容器包装リサイクル協会に引渡していますが売却できず、逆にお金を払わないと処理してもらえません。

ペットボトルは、容器包装リサイクル協会からリサイクルする国内や海外の会社に引渡して、ペットボトルからペットボトルにする水平リサイクルと、カーテンや絨毯などの化学繊維に加工される部分があり、熱利用にされることは殆どありません。

容器包装プラスチックの弁当ガウなどは、固形燃料となって助燃剤として、工場で燃やされているのとは違い、ペットボトルは製品にリサイクルされている状況であります。

○浅川会長

他に無ければ、引き続き事務局から何かありませんか。

○鈴木課長

次回の審議会についてご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、今回は、7月22日（金）を予定しております。

また、改めてご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

○浅川会長

他に無ければ、議事はこれで終わりになりますが、今回を持って林倉委員が退任されることですので、林倉委員から一言いただければと思います。

○林倉委員

お時間を頂いてすみません。先ほど、事務局の方からお聞きしたんですが、10年以上も審議員に就いていたみたいで、そんなに経つのだなと思いました。

私もいよいよ還暦になりますので、後任に引き継ぐことになりました。

私共は、お恥ずかしいのですが選出区分は学識経験者ということで審議会に参加させていただいており、ごみ処理に直接携わっている業界の者としてこの審議会でお話する機会を設けていただいていることついて、ありがたく思っています。

特に最近では、当審議会に一般公募の方の比率も多くなっていますので、今後の私の後任につきましても、直接ごみ処理に携わっている者として参考になるお話をさせていただければと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○浅川会長

長い間、ほんとうにお疲れさまでした。

それでは事務局にお返しします。

○鈴木課長

会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日は、終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

- 終了 -